

【FAQ 神戸市学生食堂を通じた学生等支援補助金】

No.	分類	内容	説明
1	対象者	学生食堂が無い学校は対象とならないのか。	本事業については学生食堂がある学校を対象とさせていただきます。なお、このたびの神戸市における物価高騰対策はこのほかにも実施しています。 ○国の交付金を活用した物価高対策 URL：https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/bukkadaka.html
2	対象者	神戸市内にキャンパスはあるが、本部が市外にある大学は対象とならないのか。	本部の所在地が神戸市外であっても、神戸市内にキャンパスをもつ学校は対象となります。ただし、対象は神戸市内のキャンパスに設けられた学生食堂において、市内キャンパスに在籍する学生等のみを対象とした事業となります。
3	対象事業	中高一貫の学校で中学生も高校生と同じ食堂を利用するが中学生も対象となるか。	中学生は対象外となります。
4	対象事業	学生食堂は教職員や地域の一般の方も利用するが、学生同様に対象となるか。	教職員や一般の方は対象外となり、当該校に在籍する学生等のみが対象となります。
5	対象事業	値下げとクーポンの2パターンあるが、両方とも実施することは可能か。	両方を合わせた形で実施することも可能です。
6	対象事業	お弁当など、平時では提供していないメニューを設定することは可能か。	新たにメニューを設定していただくことは可能です。ただし、補助金の交付にあたっては、平時の価格と値下げ後の価格を明示していただく必要がありますので、通常メニューをお弁当の形態に変更するなど、減額されたことが分かるような形で実施してください。
7	対象事業	値下げする額はいくらでも良いのか。	値下げ額については、各校において設定してください。ただし、学生等が値下によって食事にかかる費用負担の低減を実感できるよう、おおよそ通常提供価格の半額程度を目安としてください。
8	対象事業	学食を利用しない学生もいるが、クーポンを学生間で譲り合って利用することなどは可能か。	出来る限り多くの学生等に利用いただきたいという趣旨や、不要なトラブルを避けるためにも、学生等の間におけるクーポンの授受は禁止してください。学校において未使用クーポンの譲渡、転売、複製などの対策を講じていただくとともに、できる限りクーポンの未使用が発生しないような運用をお願いします。
9	対象事業	クーポン型の場合、紙・電子のどちらの形態でもよいのか。	どちらでも支障ありませんが、実績報告において実際の利用額等が確認できるような運用としてください。
10	対象事業	値下げだけでなく、無料配布も対象となるのか。	学生等に値下げによる食事費用負担の低減を実感してもらいつつも、出来る限り多くの学生等に利用いただきたいという趣旨から、無料での提供は対象外とします。
11	対象事業	申請日より以前から実施している値下げなどの取組についても補助対象となるか。	事前に事業内容を確認させていただきたいという趣旨から、補助金の交付決定以降の実施事業を対象とします。
12	対象事業	補助期間内において（夏休みの前と後など）事業実施期間を複数回に分けて実施してもよいのか。	補助対象期間内であれば、実施期間を分けて設定していただくことは可能です。
13	対象事業	事業実施期間は夏休み等長期休業期間を含めて1か月でもよいのか。	申請いただく事業期間に長期休業日を含めていただくことは可能ですが、実際の補助事業は、長期休業日を除いて概ね1か月（平日20日程度）以上は実施してください。
14	対象事業	すでに値上げを予定しているが、値上げ後の価格を通常価格としてよいのか。	値上げ後の価格を通常価格とされる場合は、補助事業終了後に値上げ後の価格に戻してください。また、本市より事業適正な執行を確認するため価格等についても調査等を実施することがあります。
15	対象経費	光熱水費や食材の仕入れに補助金を充当することは可能か。 （値下げ価格分以外は補助の対象経費とならないのか。）	本事業では食事の通常提供価格と当該事業により提供する価格の差額のみが対象となります。
16	対象経費	物価高騰により値上げを検討していたところだが、その値上げ分に充当できるか。	実際に、値上げた部分に一部補助金が充当されることにはなりますが、値上げた価格が補助事業終了後も通常価格となるよう設定していただき、値上げ分だけではなく、学生等が値下によって食事にかかる費用負担の低減を実感できるよう、おおよそ通常提供価格の半額程度を目安として、値下げして事業計画を作成してください。
17	対象経費	食事の価格を超えるクーポンを利用することは可能か（例：400円の定食に対し500円のクーポンを利用する、など）	クーポン型での実施においても、利用実績に応じて補助額を決定します。食事の価格を超えてクーポンを使用することはできません。また、学生等に値下げによる食事費用負担の低減を実感してもらいつつも、出来る限り多くの学生等に利用いただきたいという趣旨から、クーポンの利用によって無料または無料に近い形での提供とならないよう実施してください。
18	補助額	「予算の範囲内」とあるが、先着順となるのか。	基本的には、予算の範囲内で申請いただいた順に補助金の交付決定していくことを考えています。 十分な予算を確保しているところですが、これを上回る申請となった場合は、予算額を超える補助金の交付決定ができないことはあらかじめご承知ください。
19	補助額	補助上限額の算定基礎となる学生数は、どこまでが範囲となるのか。聴講生や研究生も対象となるのか。	学生等の数は、文部科学省へ報告する令和8年度学校基本調査の数であって、当該学生等が在籍する学校、学部、研究科の所在地が神戸市内であるものの数をいいます。 なお、令和8年度学校基本調査における学生等の数が確定しない特段の事情がある場合は、事前にご相談ください。
20	申請	収支予算書には申請期間内における光熱水費や食材の仕入れ費用なども記載すべきか。	収支予算書（収支決算書も同じ）においては、当該補助事業にかかる経費のみ記載してください。
21	申請	同一法人で複数校（例：高校と大学）を設置している場合、まとめて申請しても良いか。	まとめて申請していただくことは可能です。ただし、事業計画書については、学校ごとに提出してください。
22	申請	公立高校において一事業者で複数校の学生食堂を運営しているが、一つの申請で複数校まとめてよいのか	まとめて申請していただくことは可能です。ただし、事業計画書については、学校ごとに提出してください。
23	実績報告	通常価格と値下げ後の価格はどのように証明すればよいのか。	価格の記載された実際のメニュー表、補助事業実施中の写真など、実施内容が確認できるものを保存してください。
24	実績報告	報告の際に帳簿や利用済みクーポンの写しまで提出する必要があるか。	実績報告の際に提出いただく必要はありませんが、補助事業終了後などに適正な執行の確認のため、必要に応じて当該書類等を提出いただくことがあります。
25	その他	この補助金は、来年度以降も継続されるのか。	本事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施するものであり、現時点においては今年度限りの事業としております。